

# やまとモバイル 契約約款

2018年6月1日改定



# 目次

## I 総則

1 適用	P. 1
2 約款の変更等	P. 1
3 用語の定義	P. 1

## II 契約について

4 契約申込みの方法	P. 2
5 契約者の氏名などの変更の届け出	P. 2
6 契約申込みの承諾	P. 2
7 サービス提供開始時期	P. 3
8 通信サービス契約に基づく権利の譲渡	P. 3

## III 利用の制限等

9 通信区域	P. 4
10 通信利用の制限	P. 4
11 通信時間等の制限	P. 4
12 その他の制限等	P. 5
13 制限等にかかる取決め	P. 5
14 通信時間の測定	P. 5
15 通信速度等	P. 5
16 契約者識別番号の付与	P. 5
17 回線交換サービスの携帯電話番号ポータビリティ	P. 5
18 回線交換サービスの禁止行為	P. 6
19 その他禁止行為	P. 6

## IV 料金

20 料金	P. 7
21 料金の支払方法等	P. 7

## V 端末機器およびSIMカード

22 端末機器	P. 8
23 端末機器利用にかかる契約者の義務	P. 8
24 SIMカード	P. 8
25 SIMカードの種類	P. 9

## VI 損害賠償等

2 6	解除等	P. 9
2 7	延滞利息	P. 1 1
2 8	免責事項等	P. 1 1

## VII 情報等の取扱い

2 9	情報収集	P. 1 1
3 0	発信者番号通知等	P. 1 2
3 1	位置情報の送付	P. 1 2

## VIII その他

3 2	基本クーポン繰り越しサービス	P. 1 2
3 3	管轄裁判所	P. 1 3
3 4	暴力団排除に関する条項	P. 1 3
	別表	P. 1 4
	附則	P. 1 7

# I 総則

## 1 適用

ネクストパワーやまと株式会社（以下「弊社」といいます。）は、このやまとモバイル契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、やまとモバイルサービス（以下「やまとモバイル」）を提供します。

利用者が本サービスを利用するには、本約款のほか、各サービスの利用規約、利用条件等に同意するものとします。

## 2 約款の変更等

- (1) 弊社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
- (2) 弊社は、この約款の変更を行う場合、ホームページなどにて利用者に通知します。ただし弊社が必要と認めた場合は、別の提示手段を用いることがあります。

## 3 用語の定義

次の言葉は、この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 電気通信サービス  
電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
- (2) やまとモバイル  
特定携帯電話事業者が提供する電気通信サービスを使用して弊社が提供する電気通信サービス。
- (3) SIMカード  
電話番号その他の情報を記憶することができるカードであって、やまとモバイル通信サービスの提供のために、弊社がやまとモバイル契約者に貸与するもの。
- (4) 端末機器  
端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号）第3条で定める種類の端末設備の機器。
- (5) ワイヤレスデータ通信サービス  
無線データ通信でパケット交換方式により符号の伝送を行うサービス。
- (6) 回線交換サービス  
データ転送の際、回線交換機を用いて利用者同士を直通の回線で接続するサービス。
- (7) 付加機能サービス  
ワイヤレスデータ通信サービスおよび回線交換サービスに伴って利用するサービスであり、別表に定めるもの。
- (8) MNP（携帯電話番号ポータビリティ）  
電話番号を変更することなく、携帯電話サービスを受ける電気通信事業者を変更すること。
- (9) 呼  
加入電話等の利用者が、通信を目的として通信設備を一時占有すること。

- (10) 通信のふくそう  
通信要求過多により、通信が成立しにくくなる現象。
- (11) 自動電話ダイヤリングシステム  
コンピュータが自動で電話をかけ、応答があったときだけつなぎ、応答がない場合は切断し、次の顧客に自動的に発信するシステム。
- (12) ユニバーサルサービス料  
電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則により算出された額に基づいて、弊社が定める料金。
- (13) 消費税等相当額  
消費税法の規定により課される消費税，および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
- (14) クーポン  
クーポンとは，そもそも金券のように切り離しできる券を意味しますが，通信では，契約に応じて配布される高速通信が可能なデータ量を示します。

## II 契約について

### 4 契約申込みの方法

- (1) 契約のお申し込みをすることは、弊社所定の方法によりお申し込みを行うものとします。
- (2) お申し込みは、満20歳以上の成年者に限ります。

### 5 契約者の氏名などの変更の届け出

- (1) 契約者は、氏名・名称・メールアドレス・住所もしくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに通知していただきます。
- (2) 弊社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

### 6 契約申込みの承諾

- (1) 弊社は、やまとモバイル契約のお申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- (2) 契約は、弊社が承諾した時点をもって成立するものとします。
- (3) 弊社は、次の場合には、そのお申し込みを承諾しないことがあります。
  - イ 申込者が、契約上の債務の支払を怠るおそれがあるとき
  - ロ 申し込まれた内容に、虚偽又は不実の内容があるとき
  - ハ 弊社において本人確認ができないとき
  - ニ 申込者が、約款類における利用停止事由、契約解除事由に該当するとき
  - ホ 申込者が個人名義で弊社と締結している契約数の合計が、6以上であるとき
  - ヘ 法人の場合、従業員数を越えるお申し込みであるとき

ト その他、弊社が契約者としてふさわしくないと判断したとき

## 7 サービス提供開始時期

- (1) 弊社は、やまとモバイルおよび付加機能サービスについては、前条により契約が成立し、弊社がこれに基づき送付した当該契約者が注文した端末機器、またはSIMカードを当該契約者が受領した日を、やまとモバイルのサービス提供開始日とし、当該提供開始日を含む月を提供開始月とします。
- (2) 弊社が、出荷前の端末機器の設定を行う場合は、設定を行った日をやまとモバイルのサービス提供開始日とし、当該提供開始日を含む月を提供開始月とします。
- (3) 前項の規定にかかわらず、当該契約が回線交換サービスの提供を内容とするものであり、第17条に基づきMNPが適用される場合、当該契約者が回線切替を申込み、手続が完了した日をサービス提供開始日とし、当該提供開始日を含む月を提供開始月とします。

## 8 通信サービス契約に基づく権利の譲渡

- (1) 通信サービス利用権の譲渡は、弊社の書面による承認を受けなければ、その効力を生じません。
- (2) 通信サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した弊社所定の書面により弊社に請求していただきます。
- (3) 弊社は前項の規定により通信サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。
  - イ 通信サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
  - ロ 通信サービス利用権を譲り受けようとする者が、料金その他の債務について、支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
  - ハ 通信サービス利用権を譲り受けようとする者が、第18条（回線交換サービスの禁止行為）または第19条（その他禁止行為）の規定のいずれかに該当し、通信サービスの利用を停止されている、又は通信サービス契約の解除を受けたことがあるとき。
  - ニ 通信サービス利用権を譲り受けようとする者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。
  - ホ 通信サービス利用権を譲り受けようとする者が、第18条（回線交換サービスの禁止行為）または第19条（その他禁止行為）の規定に違反するおそれがあると弊社が判断したとき。
  - ヘ その他弊社の通信サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
- (4) 通信サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は契約プランやオプション条件を継承します。条件変更は譲渡承認した翌月以降から可能となります。
- (5) 通信サービス利用権の譲渡は、既契約時の端末代金のお支払が完済されていない場合、残債を一括でお支払いいただきます。入金確認できない場合、譲渡承認請求の受付ができません。
- (6) 通信サービス利用権の譲渡は、譲渡手続き費用が発生します。本費用は譲受者へ毎月

のご請求で、ご利用料金と合わせてご請求させていただきます。

- (7) 通信サービス利用権の譲渡承認後、譲渡者へ請求承認月分と請求承認前月利用分の請求明細は郵送でお知らせします。この2カ月間はペーパーレス割のご利用はできません。また、この期間の通話明細は発行されません。
- (8) 通信サービス利用権の譲渡承認後、端末・SIMカードのお引き渡しは、当事者間で行ってください。万が一事故や損害等が発生しましても弊社は一切の責任を負わないものとします。
- (9) 通信サービス利用権の譲渡承認後、お客さまページのご利用は次の通りとなります。
  - イ 譲渡者は承認請求を承認した月までご利用可能です。譲受者は承認請求を承認した月の翌月より利用可能となります。
  - ロ 譲受者へのお客さまページログインパスワード等の案内につきましては、承認請求した翌月に郵送します。
- (10) 通信サービス利用権の譲渡承認申請のお手続きの受付は、やまとモバイルサポートセンターのみとなります。

### Ⅲ 利用の制限等

#### 9 通信区域

やまとモバイルの通信区域は、その時点で株式会社NTTドコモが発表する通信区域の通りとします。但し、当該通信区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等の電波の伝わりにくい場所では、通信に支障を来し、または通信をできない場合があります。

#### 10 通信利用の制限

弊社は、技術上、保守上、その他弊社の事業上やむを得ない事由が生じた場合、または約款類その他提供元の電気通信事業者との取決等により通信利用の制限が生じた場合、契約者に通知することなく通信を一時的に制限または停止することがあります。

#### 11 通信時間等の制限

- (1) 前条（通信利用の制限）の規定による場合のほか、弊社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
- (2) 前項の場合において、弊社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、電気通信事業法施行規則の規定に基づき総務大臣が告示により指定した機関が使用している移動無線装置以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置をふくみます）をとることがあります。

(3) 弊社は、一定期間における通信容量を超えるときは、その通信を制限、もしくは切断することがあります。

## 1.2 その他の制限等

弊社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換（P2P）アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に専有する通信について速度や通信量を制限することがあります。

## 1.3 制限等にかかる取決め

- (1) 本章による各制限等の実施は、弊社の提供元の電気通信事業者との取決め等に従い実施することを、契約者は予め承諾します。
- (2) 本章による各制限の実施により契約者に損害が生じたとしても弊社は、約款類に別段の定めがある場合を除き、契約者の損害を賠償する義務はないものとします。

## 1.4 通信時間の測定

通信時間は、発信者および着信者双方の契約回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者または着信者による通信終了の信号を受けその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、弊社の機器により測定します。但し、株式会社 NTT ドコモの測定結果を弊社の測定結果とみなすことがあります。

## 1.5 通信速度等

- (1) 弊社が本サービス上に定める通信速度は、実際の通信速度の上限を示すものではなく接続状況、契約者が使用する本 SIM カード、情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化し、速度がでないことがあり得ることを、契約者はあらかじめ承諾するものとします。
- (2) 契約者は、電波状況等により、本サービスを利用して送受信されたメッセージ、データ、情報等が破損または滅失することがあることを、あらかじめ承諾するものとします。

## 1.6 契約者識別番号の付与

- (1) 弊社は、回線交換サービスの提供を受ける契約者に対し、契約者識別番号を定め、1つの契約回線に対して1つ付与します。
- (2) 回線交換サービスの提供を受ける契約者は、回線交換サービスを利用するための契約者識別番号の変更を請求することはできません。
- (3) 契約者のうち回線交換サービスの提供を受けない契約者に対する契約者識別番号の付与は、携帯電話事業者の定める約款に従い、携帯電話事業者が行います。

## 1.7 回線交換サービスの携帯電話番号ポータビリティ

- (1) MNPの適用を希望する場合は、弊社所定の方法によりその旨申し出るものとします。



- (2) 回線交換サービスの提供を受ける契約者は、SIMカード受領後、MNPの切替作業を行うものとします。弊社は、当該MNPの有効期限直前になっても当該SIMカードの切替作業が行われていないことを検知した場合、弊社の判断により強制的に切替作業を行うことがあり、このことを契約者は予め承諾します。この強制切替により契約者が不利益を被ったとしても、弊社は責を負うものではありません。

## 1.8 回線交換サービスの禁止行為

回線交換サービスの提供を受ける契約者は、回線交換サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 故意に多数の不完了呼を発生させ、通信のふくそうを生じさせるおそれのある行為。
- (2) 第三者または弊社に迷惑・不利益を及ぼす行為、故意に通話を保留したまま放置するなど回線交換サービスに支障をきたすおそれのある行為、回線交換サービスの運営を妨げる行為。
- (3) 回線交換サービスの利用において、本人の同意を得ることなく不特定多数の第三者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用いて、商業的宣伝や勧誘などの通信を行う行為または商業的宣伝や加入などを目的とした回線への発信を誘導する行為。
- (4) 回線交換サービスの利用において、自動電話ダイヤリングシステムを用いまたは音声合成もしくは録音音声等を用いて、第三者が嫌悪感を抱く、またはその恐れのある通信をする行為。

## 1.9 その他禁止行為

利用者は、本モバイル通信サービスの利用にあたり以下の行為を行わないものとします。

- (1) 本サービスの利用申し込み時、本サービスの利用にあたり、虚偽の登録、届出または申告を行うこと。
- (2) 他者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (3) 本サービスを不正の目的をもって利用する行為。
- (4) サービス利用契約により生じた権利もしくは義務またはサービス利用契約に関する契約上の地位を、弊社の承諾なく第三者に譲渡もしくは継承する行為。
- (5) 弊社もしくは第三者の財産権（特許権など）、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (6) 第三者のプライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (7) 弊社もしくは第三者を誹謗中傷し、名誉もしくは信用を毀損する行為、またはそのおそれのある行為。
- (8) 他の利用者による本サービスの利用を妨害する行為。
- (9) 本サービスの提供に関する弊社もしくは第三者の設備に無権限でアクセスし、過度な負担を与え、その他サービスの提供およびその運営に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為。
- (10) 弊社の営業活動を妨害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (11) 弊社または第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為。

行為。

- (1 2) 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
- (1 3) 上記各号の他、法令、公序良俗、本約款等に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
- (1 4) その他、弊社が不適切と判断する行為。

## IV 料金

### 2 0 料金

- (1) 料金は、基本使用料およびユニバーサルサービス料、その他別途弊社が定める料金表に定めるところによるものとし、契約者はこれらの料金を弊社に支払う義務を負うものとします。
- (2) 基本使用料および月額料金は、サービス提供開始月から、契約の解除等の手続が完了した日の属する月まで発生します。弊社は、月額料金の算定において、本約款で規定される場合を除き、第3章所定の事由によるサービス提供の停止があった場合であっても、やまとモバイルの提供があったものとして取り扱うものとします。
- (3) 020番号のSIMでご契約の場合、省令によりユニバーサルサービスに係る負担金は対象外となります。すでにご利用いただいている070～090番号帯の回線については引き続きユニバーサルサービスに係る負担金の対象となります。

### 2 1 料金の支払方法等

- (1) 契約者は、基本使用料および月額利用料金を、弊社が別途定める場合を除き、弊社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。
- (2) お支払方法は、口座振替またはクレジットカード払いといたします。Webからのお申し込みの場合は、クレジットカード払いのみとなります。
- (3) 口座振替の場合、弊社が指定した様式によりあらかじめ弊社に申し出ていただき、料金の振替日は27日（金融機関の休業日の場合はその翌営業日）といたします。
- (4) クレジットカード支払いの場合、次の事項に留意してお申し込みください。
  - イ 契約ご本人名義のクレジットカード払いとなります。但し、海外発行のクレジットカードにつきましては、ご登録いただけない場合があります。
  - ロ クレジットカードご利用明細の送付時期や口座からの振替日は、クレジットカード会社によって異なります。
  - ハ クレジットカード会社の締切日と弊社の事務処理の都合などにより、当月の請求が翌月にずれて2カ月分をまとめてご請求する場合があります。
  - ニ 弊社は、クレジットカード支払いの請求書および領収証は発行いたしませんので、クレジットカード会社から届く明細書をご覧ください。
  - ホ クレジットカード番号等が変更となった場合は、再度お申し込み手続きが必要となります。なお、新カードでの支払い手続きが完了しますと、旧カードへの

請求は自動的に解約されますので、解約手続き等は必要ありません。

- (5) 口座振替でのお支払の場合、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに、弊社に対する支払いがなされたものといたします。
- (6) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

## V 端末機器およびS I Mカード

### 2 2 端末機器

- (1) 契約者は、やまとモバイルを利用するために必要となる端末機器等を自己の費用と責任において準備するものとします。
- (2) やまとモバイルから端末機器を購入する場合、契約者は当該端末機器を同梱の説明書に則って使用するものとします。なお出荷前の端末機器の設定については、契約者からの希望があった場合、弊社が定める範囲内の設定は行うものとします。出荷後の端末機器の設定やドライバのインストールは、契約者自身が行うものとします。

### 2 3 端末機器利用にかかる契約者の義務

- (1) 契約者は、端末機器を電気通信事業法および電波法関係法令が定める技術基準（以下「技術基準」といいます）に適合するよう維持するものとします。
- (2) 契約者は、端末機器について次の事項を遵守するものとします。
  - イ 端末機器を取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊しないこと。ただし、天災事変その他の事態に際して端末機器を保護する必要があるときはこの限りではありません。
  - ロ 故意に接続回線に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
  - ハ 端末機器に登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更または消去しないこと。

### 2 4 S I Mカード

- (1) 本サービスの利用には、本S I M カードが必要となります。本S I M カードは、契約者のうち回線交換サービスの提供を受ける契約者については、弊社が契約者に貸与するものであり、回線交換サービスの提供を受けない契約者については、携帯電話事業者が契約者に貸与するものであり、譲渡するものではありません。
- (2) 契約者は、本S I M カードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします
- (3) 契約者は、本S I M カードを契約者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。
- (4) 契約者による本S I M カードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は契約者が負担するものとし、弊社は一切責任を負わないものとします。また、第三者による本S I M カードの使用により発生した料金等については、全て当該S

IMカードの管理責任を負う契約者の負担とします。

- (5) 契約者は、本SIMカードが第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに弊社にその旨連絡するとともに、弊社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
- (6) 契約者の責めに帰すべからざる事由により本SIMカードが故障した場合に限り、弊社の負担において本SIMカードの修理若しくは交換（種別の異なるSIMカードの交換はできないものとします。以下同じとします）をする義務を負います。
- (7) 契約者は、本SIMカードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更または消去してはならないものとします。
- (8) 契約者は、本SIMカードに、弊社、携帯電話事業者および第三者の業務に支障が生じる変更、毀損等をしないものとします。契約者の責めに帰すべき事由により本SIMカードが故障した場合は、その修理若しくは交換の費用は契約者の負担とします。なお、この場合、契約者は、修理若しくは交換のための費用のほか、弊社が別途定める料金表（SIMカード損害金）に規定する損害金を弊社に支払うものとします。
- (9) 契約者は、正規のSIMカードの利用料金を、本サービスの利用料金に含めて弊社に対して支払うものとします。
- (10) 契約者が、正規のSIMカード以外のSIMカードを使用すると、本サービスにおける接続サービスの提供が受けられない場合があると同時に、弊社および携帯電話事業者の通信設備に不具合が生じる場合があります。契約者が、正規のSIMカード以外のSIMのカードを使用したことに起因して、弊社、携帯電話事業者および第三者に生じた一切の損害については当該契約者が賠償の責任を負うものとします。
- (11) 契約者は、本サービスに関する契約終了後、弊社が定める期日までに本SIMカードを弊社に返却するものとし、当該期日までに返却がなかった場合および破損した場合、弊社が別途定める料金表（SIMカード損害金）に規定する損害金を弊社に支払うものとします。

## 25 SIMカードの種類

弊社が取り扱うSIMカードは、NANO SIMのみとなります。弊社から購入する端末機器が、標準SIM、MICRO SIMの場合、SIMカード変換アダプターを使用します。

# VI 損害賠償等

## 26 解除等

- (1) 契約者が契約を解除しようとする場合、所定の方法で弊社に申し出るものとします。
- (2) 解除は前項解除の申し出を受け付けてからおよそ1～3営業日後に成立します。お

申し込みのタイミングで翌月処理になる場合もありますので、時間に余裕をもってお申し込みください。翌月処理となった場合、翌月分の月額費用、音声通話料及びSMSの利用料等お支払いいただきます。

※営業日とは土日祝日、弊社指定のGW、夏季休業、年末年始休業を除く平日となります。

- (3) 当該契約者がMNP転出を希望するときは、契約の解除に先だって、弊社にその旨を申し出ていただきます。
- (4) MNP転出の申し出があったときはMNP転出の手続きに必要なMNP転出予約番号を発行します。この場合において、弊社はその番号を発行した日から起算して15日を経過したときは、その番号を無効とします。
- (5) MNP転出予約番号取得には、申し出を受け付けてからおよそ1～3営業日かかります。やまとモバイルでお使いだった電話番号について他社でのMNP転入手続きが完了したことを弊社が確認した時点をもって上記解除の申し出の有無に関わらず、やまとモバイルの契約は自動的に解除となります。弊社から他社へのMNP転出の申し出月と、上記弊社確認月が異なる場合、確認月までの月額費用、音声通話料、及びSMSの利用料等をお支払いいただきます。
- (6) 当該契約が音声付プランの場合で利用開始月から12か月以内に契約解除が成立した場合、当該契約者は音声契約解除手数料8,000円(税抜)を支払うものとします。
- (7) 当該契約がデータ専用プラン、データ+SMSプランの場合で利用開始月から6か月以内に契約解除が成立した場合、当該契約者は音声契約解除手数料3,000円(税抜)を支払うものとします。
- (8) 弊社は、前1～7項または本条以外に本規約に規定する場合の他、契約者が次のいずれかに該当するときは、当該該当契約者に対し何ら通知催告等の手続なくして、やまとモバイルの提供を停止し、あるいは契約を解除することができるものとします。
  - イ 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - ロ 契約者が弊社に届出ている情報に変更があったにもかかわらず、当該変更にかかる届出を怠ったとき、または、届出られた内容が事実と反することが判明したとき。
  - ハ 第23条の規定に違反し、SIMカードを技術基準に適合しない端末機器で利用したとき、または弊社の指定する以外のSIMカードを利用したことに起因し、弊社または提供元の電気通信事業者等に損害が生じたとき
  - ニ やまとモバイルにかかる電気通信設備(弊社所有または管理する電気通信設備に限りません)に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき。
  - ホ 契約者により約款類の定めに違反または禁止する行為が行われたとき。
  - ヘ お申し込み内容に虚偽の事実があると判明したとき。
  - ト 警察機関より通信サービスを用いた犯罪行為を防止する為に契約者回線の利用を停止する必要があると判断した場合であって、警察機関から弊社に対して所

定の方法によりその契約者回線に係る通信サービスの利用を停止する要請があったとき。

- (7) 事由の如何を問わず、利用契約が終了した場合における本サービス利用中に係る利用者の一切の債務は、利用契約の終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。
- (8) お客さまページは解約後、90日間は閲覧のみ利用可能です。

## 2.7 延滞利息

- (1) 前条に基づく弊社の解除権の行使の有無に関わらず、契約者が債務を支払期日が過ぎてもなお弁済しない場合、契約者は支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に、年14.5%の割合で計算される金額を延滞利息として、債務と一括して弊社が指定した日までに指定する方法で支払うものとします。
- (2) 前項支払に必要な振り込み手数料その他の費用は、全て当該契約者の負担とします。

## 2.8 免責事項等

- (1) 天災地変、原因不明のネットワーク障害などの不可効力により生じた損害、予見可能性の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、弊社は一切の責任を負わないものとします。
- (2) 本サービスで提供する情報の内容および品質に関連して発生した利用者または第三者のいかなる損害についても弊社は一切の責任を負わないものとし、利用者と第三者の間で生じた紛争は、すべて当事者間で解決するものとします。
- (3) 本サービスの提供、変更、中止、もしくは廃止に関して発生した利用者または第三者のいかなる損害についても弊社は一切の責任を負わないものとし、利用者と第三者の間で生じた紛争は、すべて当事者間で解決するものとします。
- (4) 弊社は、本規約に明示的に定める場合のほか、利用者に対して一切の損害賠償および利用料金などの減額・返還の義務を負わないものとします。ただし、弊社の故意または重大な過失があった場合は、この限りではありません。

# VII 情報等の取扱い

## 2.9 情報収集

弊社は以下の場合に必要な情報を収集し、自己による分析、蓄積等を行うほか、当該情報（契約者情報を含みます。）を提供元またはその他の電気通信事業者等に提供することがあり、契約者は予めこれに同意するものとします。

- (1) 第11条に規定する通信時間等の制限のため
- (2) 利用料債務の履行を怠るなどの当該契約者の債務不履行情報を他の電気通信事業者と共有するため
- (3) 携帯電話番号ポータビリティにかかる転入または転出の手続のため

### 3 0 発信者番号通知等

- (1) 弊社は回線交換サービスの利用において、当該契約者回線からの通信に紐づけられる契約者識別番号を当該通信の着信先の契約者回線等へ通知します。
- (2) 前項の規定にかかわらず、発信者は契約者識別番号を通知しないことができます。但し、緊急通報に係る機関が、人の生命などに差し迫った危険があると判断し弊社に通知の要請があった場合には、契約者識別番号を通知することがあります。
- (3) 回線交換サービスの利用において当該契約者回線への通信（弊社が別に定めるものに限り）であって、発信者番号（発信に係る契約者回線等または他社契約者回線の電話番号等をいいます。以下同じとします）が通知されない通信に対して、その契約者回線の契約者は、その発信者番号を通知してかけ直してほしい旨を発信者に通知することができます。

### 3 1 位置情報の送付

- (1) 当該契約者の利用にかかるワイヤレスデータ通信について、提供元の電気通信事業者等から位置情報の要求があったときは、弊社はその接続点への位置情報を送付する場合があることを、契約者は、あらかじめ承諾するものとします。
- (2) 前条第二項の規定により、緊急通報において契約者識別番号を通知したときは、位置情報（弊社の要求に基づき移動無線装置において測定された位置に関する情報を含みます。以下、本条において同じとします。）を、提供元の電気通信事業者等がその緊急通報に係る機関へ送付することを、契約者は、あらかじめ承諾するものとします。但し、当該緊急通報に係る機関がその情報を受信できないときは、この限りではありません。
- (3) 弊社は、前二項の規定により送付された位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず、一切の責任を負わないものとします。

## VIII その他

### 3 2 基本クーポン繰り越しサービス

- (1) 基本クーポン繰り越しサービスとは、ご利用プランの基本クーポンの残量を翌月に繰り越しできるサービスです。
- (2) 当月余ったクーポン（データ通信容量）の有効期限は翌月月末までとなります。再来月まで持ち越すことはできません。
- (3) 翌月に繰り越せる容量の最大値は、ご利用のプランごとに定められた月間クーポン（データ通信容量）と同量となります。
- (4) クーポンは下記順番で利用されます。
  - イ 繰り越しクーポン
  - ロ 追加クーポン

## ハ 基本クーポン

### 3.3 管轄裁判所

お客さまとのやまとモバイル契約に関する一切の紛争については、鹿児島地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 3.4 暴力団排除に関する条項

- (1) お客さまおよび弊社は、本契約締結時および将来にわたり、本契約に関わる地方自治体の定める暴力団排除に関する条例に従うものとします。
- (2) お客さまおよび弊社は、現在および将来にわたり、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋などその他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力」という。）および次のいずれかに該当しないことを表明し保証します。
  - イ 暴力団等の反社会的勢力が経営を支配し、または実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ロ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - ハ 暴力団等の反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、関与していると認められる関係を有すること
  - ニ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団等の反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) お客さまおよび弊社は、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つでも該当する行為を行わないことを表明し保証します。
  - イ 暴力的な要求行為
  - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - ホ その他、上記に準ずる行為
- (4) お客さまおよび弊社は、相手方が本条（2）および（3）のいずれか一にでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとします。
- (5) お客さまおよび弊社は、本条（4）に基づく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとします。

このやまとモバイル契約約款は2018年6月1日より施行するものとします。



## 別表

### やまとモバイルの料金表

#### 1 適用

この別表に記載する料金額は、消費税等相当額を抜いた金額です。かかる料金額に加算する消費税相当額は、本サービスのご利用時点の税率に基づき計算します。

#### 2 料金額

##### (1) 初期費用

登録手数料	3,000円
-------	--------

##### (2) データ専用プラン

1GB	1,000円
3GB	1,200円
5GB	1,800円
10GB	2,700円

##### (3) データ+SMSプラン

1GB	1,150円
3GB	1,350円
5GB	1,950円
10GB	2,850円

##### (4) 音声付プラン

1GB	2,810円(※1)
3GB	2,910円(※1)
5GB	3,610円(※1)
10GB	4,610円(※1)

※1 サービス提供開始月から1年間は、1,000円割引となります。

##### (5) 音声通話

音声通話	20円/30秒
------	---------

(6) その他の料金

SIMカード再発行	3,000円
データ専用プラン解約(6カ月以内)	3,000円
データ専用プラン解約(7カ月以降)	無料
データ+SMSプラン解約(6カ月以内)	3,000円
データ+SMSプラン解約(7カ月以降)	無料
音声付プラン解約(12カ月以内)	8,000円
音声付プラン解約(13カ月以降)	無料
MNP転出手続き(6カ月以内)	6,000円
MNP転出手続き(7カ月以降)	3,000円
譲渡手続き	3,000円

(7) オプション

クーポン追加購入(500MB/回)※2	500円
安心でんわサポート	500円
つながる端末保証byやまとモバイル※3	500円
10分かけ放題※4	850円
1通話 10分以内	無料
1通話 10分超過	10円/30秒
ペーパーレス割	-100円

※2 クーポン追加は、6回/月までとなります。

※3 ・つながる端末保証byやまとモバイルの免責期間は2カ月(お申し込み当月と翌月)です。サービス、請求の開始は翌々月からとなります。

・詳細は、「つながる端末保証byやまとモバイル規約」をご確認ください。

※4 ・10分以内の国内通話がかけ放題となります。ただし、1回の通話が10分を超えた場合、10分超過分につき30秒ごとに10円の通話料が別途かかります。

・ご利用時は「専用アプリ」を使用して発信するか、音声通話の発信時に「003545」を通話番号の先頭にお付けいただくことでサービスをご利用いただけます。上記以外の方法で音声通話をご利用いただきますと、20円/30秒の通話料が発生します。

・詳細は、「10分かけ放題サービス利用規約」をご確認ください。

(8) SMS 送信料金

送信文字数	1 回あたりの料金
1～70 文字 (半角英数字のみの場合 1～160 文字)	3 円
71～134 文字 (半角英数字のみの場合 161～306 文字)	6 円
135～201 文字 (半角英数字のみの場合 307～459 文字)	9 円
202～268 文字 (半角英数字のみの場合 460～612 文字)	12 円
269～335 文字 (半角英数字のみの場合 613～765 文字)	15 円
336～402 文字 (半角英数字のみの場合 766～918 文字)	18 円
403～469 文字 (半角英数字のみの場合 919～1071 文字)	21 円
470～536 文字 (半角英数字のみの場合 1072～1224 文字)	24 円
537～603 文字 (半角英数字のみの場合 1225～1377 文字)	27 円
604～670 文字 (半角英数字のみの場合 1378～1530 文字)	30 円

※受信料は無料です。

※1 回あたりの送信料金は (送信通数) は送信文字数に応じて変わります。

※送信可能文字数は機種またはアプリによって異なり、全角最大 670 文字 (半角英数字のみの場合は 1530 文字) までとなります。

※全角 71 文字 (半角英数字のみの場合は 161 文字) 以上の文字メッセージを送信した場合、端末またはアプリによってはメッセージが分割されて届く場合があります。

※1 回線あたり、1 日に送信できる SMS は 200 通未満となります。

(9) ユニバーサルサービス料金

1 契約者識別番号ごと	1～8 円
-------------	-------

※ユニバーサルサービス支援機関である社団法人電気通信事業者協会によって、半年に 1 回料金の見直しが行われているため、その内容に応じてお客さまにお支払いいただく料金変動いたします。

毎月の番号単価は、ユニバーサルサービス支援機関による番号単価の変更に合わせて見直します。番号単価はユニバーサルサービス支援機関ホームページで公表されていますので、そちらでご確認ください。

※020 番号の SIM でご契約の場合、ユニバーサルサービス料の請求対象となりません。020 番号以外の SIM でご契約の場合のみ請求の対象となります。

附則

この約款は、2016年9月1日から施行する。

附則

この改正規定は、2016年10月21日から施行する。

附則

この改正規定は、2016年12月5日から施行する。

附則

この改正規定は、2017年7月1日から施行する。

附則

この改正規定は、2017年8月1日から施行する。

附則

この改正規定は、2017年12月27日から施行する。

附則

この改正規定は、2018年6月1日から施行する。